

北上市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

北上市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（平成28年北上市規則第36号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の取下げ） 第2条 法第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画（法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下同じ。）の提出又は通知を取り下げようとする者は、建築物エネルギー消費性能確保計画提出等取下げ届書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。 （<u>特定建築行為</u>の取りやめの届出） 第3条 法第2条第4号に規定する建築主（法第13条第1項に規定する国等の機関の長（以下「国等の機関の長」という。）を除く。以下「建築主」という。）又は国等の機関の長は、法第12条第6項又は第13条第7項に規定する適合判定通知書の交付を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画に係る法第11条第1項に規定する<u>特定建築行為</u>を取りやめたときは、<u>特定建築行為</u>取りやめ届書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。 （<u>特定建築物</u>の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項の報告） 第4条 法第17条第1項の規定に基づく報告は、<u>特定建築物</u>の	（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の取下げ） 第2条 法第11条第1項若しくは第2項又は第12条第2項若しくは第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画（法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下同じ。）の提出又は通知を取り下げようとする者は、建築物エネルギー消費性能確保計画提出等取下げ届書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。 （<u>建築物の建築</u>の取りやめの届出） 第3条 法第2条第4号に規定する建築主（法第12条第1項に規定する国等の機関の長（以下「国等の機関の長」という。）を除く。以下「建築主」という。）又は国等の機関の長は、法第11条第6項又は第12条第7項に規定する適合判定通知書の交付を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画に係る法第10条第1項に規定する<u>建築物の建築</u>を取りやめたときは、<u>建築物の建築</u>取りやめ届書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。 （<u>建築物</u>の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項の報告） 第4条 法第15条第1項の規定に基づく報告は、<u>建築物</u>の建築

建築物エネルギー消費性能基準適合事項報告書（様式第3号）により行わなければならない。

（適用除外）

第5条 政令第6条第2項第4号及び第5号の建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして所管行政庁が認める建築物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第3条第1項第3号及び第4号に掲げる建築物及びこれらに準ずるものとして市長が認める建築物とする。

（設計内容説明書）

第6条 省令第1条第1項に規定する設計内容説明書は、設計内容説明書（様式第4号）によらなければならない。

（建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付）

第7条 省令第11条の規定に基づき建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付を申請しようとする者は、建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更証明書交付申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請が、省令第3条（省令第7条第2項において準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していると認めるときは、建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更証明書（様式第6号）を当該申請をした者に交付するものとする。

（建築物の建築に関する届出等の取下げ）

物エネルギー消費性能基準適合事項報告書（様式第3号）により行わなければならない。

（適用除外）

第5条 政令第4条第2項第4号及び第5号の建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして所管行政庁が認める建築物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第3条第1項第3号及び第4号に掲げる建築物及びこれらに準ずるものとして市長が認める建築物とする。

（設計内容説明書）

第6条 省令第3条第1項に規定する設計内容説明書は、設計内容説明書（様式第4号）によらなければならない。

（建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付）

第7条 省令第13条の規定に基づき建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付を申請しようとする者は、建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更証明書交付申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請が、省令第5条（省令第9条第2項において準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していると認めるときは、建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更証明書（様式第6号）を当該申請をした者に交付するものとする。

第8条 法第19条第1項又は第20条第2項の規定による建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の届出又は通知を取り下げようとする者は、建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画届出等取下げ届書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（建築物の建築に関する届出等に係る適合通知）

第9条 市長は、法第19条第1項又は第20条第2項の規定による建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の届出又は通知があった場合において、当該計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認めるときは、建築主又は国等の機関の長に適合通知（様式第8号）を交付するものとする。

（届出等に係る建築物の建築の取りやめの届出）

第10条 建築主又は国等の機関の長は、前条の適合通知の交付を受けた後に、当該適合通知に係る法第19条第1項各号に掲げる行為を取りやめたときは、建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画届出等に係る建築物の建築取りやめ届書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項の報告）

第11条 法第21条第1項の規定に基づく報告は、建築物の建築物エネルギー消費性能基準適合事項報告書（様式第10号）に

より行わなければならない。

（建築物の建築に関する届出等において必要と認める図書）

第12条 省令第12条第1項（省令第14条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める図書とする。

(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に基づき同項に規定する登録住宅性能評価機関から日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1又は別表2—1に規定する断熱等性能等級について等級4の住宅性能評価を受け、かつ、一次エネルギー消費量等級について等級5又は等級4の住宅性能評価を受けている場合（当該住宅性能評価に係る建築物が一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。第20条第1号において同じ。）である場合に限る。） 当該登録住宅性能評価機関が交付した同項に規定する住宅性能評価書

(2) 法第7条に規定するエネルギー消費性能の表示について建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に規定する第三者認証（別に定めるものに限る。）を受けている場合 当該第三者認証を受けたことを証明する書類

（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請の取下げ）

（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請の取下げ）

第13条 法第34条第1項の規定による認定の申請を取り下げようとする者は、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請取下げ届書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（建築物エネルギー消費性能向上計画の不認定の通知）

第14条 市長は、法第35条第1項又は法第36条第1項の認定をしないこととしたときは、建築物エネルギー消費性能向上計画（変更）不認定通知書（様式第12号）を当該申請者に交付するものとする。

（エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の取りやめの届出）

第15条 法第36条第1項に規定する認定建築主（以下「認定建築主」という。）は、法第34条第1項に規定するエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等（以下「エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等」という。）を取りやめたときは、エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等取りやめ届書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の状況の報告）

第16条 法第37条の規定に基づく報告は、エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等状況報告書（様式第14号）により行わなければならない。

第8条 法第29条第1項の規定による認定の申請を取り下げようとする者は、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請取下げ届書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（建築物エネルギー消費性能向上計画の不認定の通知）

第9条 市長は、法第29条第1項の規定による認定の申請について、法第30条第1項又は第31条第1項の認定をしないこととしたときは、建築物エネルギー消費性能向上計画（変更）不認定通知書（様式第8号）を当該申請をした者に交付するものとする。

（エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の取りやめの届出）

第10条 法第31条第1項に規定する認定建築主（以下「認定建築主」という。）は、法第29条第1項に規定するエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等（以下「エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等」という。）を取りやめたときは、エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等取りやめ届書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の状況の報告）

第11条 法第32条の規定に基づく報告は、エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等状況報告書（様式第10号）により行わなければならない。

(エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の完了の報告)

第17条 認定建築主は、エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が完了したときは、エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等完了届書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消しの通知)

第18条 市長は、法第39条の規定に基づき建築物エネルギー消費性能向上計画（法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下同じ。）の認定を取り消したときは、建築物エネルギー消費性能向上計画認定取消通知書（様式第16号）を認定建築主に交付するものとする。

(設計内容説明書)

第19条 省令第23条第1項に規定する設計内容説明書は、設計内容説明書（様式第17号）によらなければならない。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請において必要と認める図書)

第20条 省令第23条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる建築物等の区分に応じ、当該各号に定める者があらかじめ建築物エネルギー消費性能向上計画について法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認定した場合における当該認定を受けたことを証明する書類とする。

(1) 一戸建ての住宅、共同住宅等（共同住宅、長屋その他一

(エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の完了の報告)

第12条 認定建築主は、エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が完了したときは、エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等完了届書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消しの通知)

第13条 市長は、法第34条の規定に基づき建築物エネルギー消費性能向上計画（法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下同じ。）の認定を取り消したときは、建築物エネルギー消費性能向上計画認定取消通知書（様式第12号）を認定建築主に交付するものとする。

(設計内容説明書)

第14条 省令第20条第1項に規定する設計内容説明書は、設計内容説明書（様式第13号）によらなければならない。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請において必要と認める図書)

第15条 省令第20条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる建築物等の区分に応じ、当該各号に定める者があらかじめ建築物エネルギー消費性能向上計画について法第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると認定した場合における当該認定を受けたことを証明する書類とする。

(1) 一戸建ての住宅、共同住宅等（共同住宅、長屋その他一

戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号において同じ。）又は住宅部分（法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この号において同じ。）を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。）の住宅部分 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関

- (2) 前号に掲げる建築物等以外の建築物等 法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関
(建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書の交付)

第21条 省令第29条の規定に基づき建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書の交付を申請しようとする者は、建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更証明書交付申請書（様式第18号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請が、省令第26条の軽微な変更
- に該当していると認めるときは、建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更証明書（様式第19号）を当該申請をした者に交付するものとする。

（建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請の取下げ）

第22条 法第41条第1項の規定による認定の申請を取り下げようとする者は、建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請

戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号において同じ。）又は住宅部分（建築物のエネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この号において同じ。）を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。）の住宅部分 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関

- (2) 前号に掲げる建築物等以外の建築物等 法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関
(建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書の交付)

第16条 省令第28条の規定に基づき建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書の交付を申請しようとする者は、建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更証明書交付申請書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請が、省令第25条の軽微な変更
- に該当していると認めるときは、建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更証明書（様式第15号）を当該申請をした者に交付するものとする。

取下げ届書（様式第20号）を市長に提出しなければならない

。

（建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請に関する不認定の通知）

第23条 市長は、法第41条第2項の認定をしないこととしたときは、建築物のエネルギー消費性能に係る不認定通知書（様式第21号）を当該認定の申請をした者に交付するものとする

。

（建築物のエネルギー消費性能に係る認定の取消しの通知）

第24条 市長は、法第42条の規定に基づき法第41条第2項の認定を取り消したときは、建築物のエネルギー消費性能に係る認定取消通知書（様式第22号）を当該認定の取消しを受けた者に交付するものとする。

（基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項の報告）

第25条 法第43条第1項の規定に基づく報告は、基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準適合事項報告書（様式第23号）により行わなければならない。

（建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請において必要と認める図書）

第26条 省令第30条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、第20条各号に掲げる建築物等の区分に応じ、当該各号に定める者があらかじめ建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認定した場合における当該認定を受けたことを証明す

る書類とする。

(書類の提出部数)

第27条 法、省令及びこの規則により市長に提出する書類の部数は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) [略]

(2) この規則により市長に提出するもの（第7条に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更証明書交付申請書及び第21条に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更証明書交付申請書を除く。） 正本1部

(3) [略]

(補則)

第28条 [略]

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 第8条から第12条までの規定は、法附則第3条第1項の特定増改築（国等の機関の長以外の者が行うものにあつては、平成29年4月22日以後にその工事に着手するものに限る。以下「特定増改築」という。）について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第8条	建築物の建築	特定増改築
-----	--------	-------

(書類の提出部数)

第17条 法、省令及びこの規則により市長に提出する書類の部数は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) [略]

(2) この規則により市長に提出するもの（第7条に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更証明書交付申請書及び第16条に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更証明書交付申請書を除く。） 正本1部

(3) [略]

(補則)

第18条 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

	<u>第19条第1項</u>	<u>附則第3条第2項</u>
	<u>第20条第2項</u>	<u>第7項</u>
	<u>規定による建築物</u>	<u>規定による同条第1項の特定増改築（以下「特定増改築」という。）に係る法第11条第1項に規定する特定建築物（以下「特定建築物」という。）</u>
	<u>建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画届出等取下げ届書</u>	<u>特定増改築に係る特定建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画届出等取下げ届書</u>
第9条	<u>（建築物の建築</u>	<u>（特定増改築</u>
	<u>第19条第1項</u>	<u>附則第3条第2項</u>
	<u>第20条第2項</u>	<u>第7項</u>
	<u>規定による建築物</u>	<u>規定による特定増改築に係る特定建築物</u>
	<u>建築物の建築に関する届出等に係る適合通知書</u>	<u>特定増改築に関する届出等に係る適合通知書</u>
第10条	<u>建築物の建築の</u>	<u>特定増改築の</u>
	<u>建築物の建築に関する届出等に係る適合</u>	<u>特定増改築に関する届出等に係る適合通知書</u>

	<u>通知書</u>	
	<u>法第19条第1項各号に掲げる行為</u>	<u>特定増改築</u>
	<u>建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画届出等に係る建築物の建築取りやめ届書</u>	<u>特定増改築取りやめ届書</u>
<u>第11条</u>	<u>(建築物)</u>	<u>(特定増改築に係る特定建築物)</u>
	<u>第21条第1項</u>	<u>附則第3条第9項</u>
	<u>建築物の建築物エネルギー消費性能基準適合事項報告書</u>	<u>特定増改築に係る特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準適合事項報告書</u>
<u>第12条</u>	<u>建築物の建築</u>	<u>特定増改築</u>
	<u>第12条第1項（省令第14条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）</u>	<u>附則第2条第1項又は第3項において読み替えて準用する省令第12条第1項</u>
<u>様式第6号</u>	<u>第8条関係</u>	<u>附則第2項関係</u>
	<u>建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に</u>	<u>特定増改築に係る特定建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画</u>

	<u>関する計画届出等取 下げ届書</u>	<u>届出等取下げ届書</u>
	<u>通知をした建築物</u>	<u>通知をした特定増改築に係る特 定建築物</u>
	<u>第8条の</u>	<u>附則第2項において読み替えて 準用する同規則第8条の</u>
	<u>係る建築物</u>	<u>係る特定建築物</u>
様式第	<u>第10条関係</u>	<u>附則第2項関係</u>
7号	<u>建築物のエネルギー 消費性能の確保のた めの構造及び設備に 関する計画届出等に 係る建築物の建築取 りやめ届書</u>	<u>特定増改築取りやめ届書</u>
	<u>通知をした建築物</u>	<u>通知をした特定増改築に係る特 定建築物</u>
	<u>第19条第1項各号に 掲げる行為</u>	<u>附則第3条第1項の特定増改築</u>
	<u>第10条の</u>	<u>附則第2項において読み替えて 準用する同規則第10条の</u>
	<u>係る建築物</u>	<u>係る特定建築物</u>
様式第	<u>第11条関係</u>	<u>附則第2項関係</u>
8号	<u>建築物の建築物エネ</u>	<u>特定増改築に係る特定建築物の</u>

<u>ルギー消費性能基準</u>	<u>建築物エネルギー消費性能基準</u>
<u>適合事項報告書</u>	<u>適合事項報告書</u>
<u>第21条第1項</u>	<u>附則第3条第9項</u>
<u>求めのあった建築物</u>	<u>求めのあった特定増改築に係る</u> <u>特定建築物</u>
<u>第11条の</u>	<u>附則第2項において読み替えて</u> <u>準用する第11条の</u>
<u>係る建築物</u>	<u>係る特定建築物</u>

様式第1号（第2条関係）

〔略〕

1 提出又は通知に係る特定建築物の位置

2 〔略〕

様式第2号（第3条関係）

〔略〕

特定建築行為取りやめ届書

年 月 日付け北上市指令 第 号で建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた特定建築物について、特定建築行為を取りやめたので、北上市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた特定建築物

様式第1号（第2条関係）

〔略〕

1 提出又は通知に係る建築物の位置

2 〔略〕

様式第2号（第3条関係）

〔略〕

建築物の建築取りやめ届書

年 月 日付け北上市指令 第 号で建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物について、建築物の建築を取りやめたので、北上市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の位

の位置

2 [略]

様式第3号（第4条関係）

[略]

特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準適合
事項報告書

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第17条第1項の規定に基づき報告の求めのあった特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項について、北上市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第4条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 報告に係る特定建築物の位置

2 [略]

様式第5号（第7条関係）

[略]

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付を申請します。

[略]

様式第6号（第7条関係）

[略]

年 月 日付けで提出のあった建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更証明書交付申請書に記載された次の特定

置

2 [略]

様式第3号（第4条関係）

[略]

建築物の建築物エネルギー消費性能基準適合事
項報告書

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項の規定に基づき報告の求めのあった建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項について、北上市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第4条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 報告に係る建築物の位置

2 [略]

様式第5号（第7条関係）

[略]

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付を申請します。

[略]

様式第6号（第7条関係）

[略]

年 月 日付けで提出のあった建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更証明書交付申請書に記載された次の建築

<u>建築物</u>に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則<u>第3条</u>（同令<u>第7条第2項</u>において準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証明します。 記 1・2 [略] 3 変更に係る<u>特定建築物</u>の位置 4 <u>特定建築物</u>又はその部分の概要	物に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則<u>第5条</u>（同令<u>第9条第2項</u>において準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証明します。 記 1・2 [略] 3 変更に係る<u>建築物</u>の位置 4 <u>建築物</u>又はその部分の概要
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第7号から様式第10号までを削る。

改正前	改正後
<u>様式第11号（第13条関係）</u> [略] 年 月 日付けで認定の申請をした建築物エネルギー消費性能向上計画について、申請を取り下げたいので、<u>北上市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第13条</u>の規定により、次のとおり届け出ます。 [略] <u>様式第12号（第14条関係）</u> [略] 別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画は、次の理由により、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律<u>第35条第1項</u>（<u>第36条第1項</u>）の規定による認定をしないこととし	<u>様式第7号（第8条関係）</u> [略] 年 月 日付けで認定の申請をした建築物エネルギー消費性能向上計画について、申請を取り下げたいので、<u>北上市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第8条</u>の規定により、次のとおり届け出ます。 [略] <u>様式第8号（第9条関係）</u> [略] 別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画は、次の理由により、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律<u>第30条第1項</u>（<u>第31条第1項</u>）の規定による認定をしないこととし

たので、これを通知します。

[略]

様式第13号（第15条関係）

[略]

年 月 日付け北上市指令 第 号で認定の通知があった建築物エネルギー消費性能向上計画に係るエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等を取りやめたので、北上市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第15条の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書を添えて届け出ます。

[略]

様式第14号（第16条関係）

[略]

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第37条の規定に基づき報告の求めのあったエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の状況について、北上市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第16条の規定により、次のとおり報告します。

[略]

様式第15号（第17条関係）

[略]

エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が完了しましたので、北上市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第17条の規定により、次のとおり届け

たので、これを通知します。

[略]

様式第9号（第10条関係）

[略]

年 月 日付け北上市指令 第 号で認定の通知があった建築物エネルギー消費性能向上計画に係るエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等を取りやめたので、北上市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第10条の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書を添えて届け出ます。

[略]

様式第10号（第11条関係）

[略]

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第32条の規定に基づき報告の求めのあったエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の状況について、北上市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第11条の規定により、次のとおり報告します。

[略]

様式第11号（第12条関係）

[略]

エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が完了しましたので、北上市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第12条の規定により、次のとおり届け

出ます。

[略]

様式第16号（第18条関係）

[略]

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第39条の規定に基づき、次の建築物エネルギー消費性能向上計画について、その認定を取り消しましたので、これを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

[略]

様式第17号（第19条関係）

[略]

様式第18号（第21条関係）

[略]

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書の交付を申請します。

[略]

様式第19号（第21条関係）

[略]

年 月 日付けで提出のあった建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更証明書交付申請書に記載された次の特定建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第26条の軽微な変更該当していることを証明します。

出ます。

[略]

様式第12号（第13条関係）

[略]

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条の規定に基づき、次の建築物エネルギー消費性能向上計画について、その認定を取り消しましたので、これを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

[略]

様式第13号（第14条関係）

[略]

様式第14号（第16条関係）

[略]

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書の交付を申請します。

[略]

様式第15号（第16条関係）

[略]

年 月 日付けで提出のあった建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更証明書交付申請書に記載された次の特定建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第25条の軽微な変更該当していることを証明します。

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第20号から様式第23号までを削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。